

あいサポート通信

お知らせ

各事業所で開催！業種別障がい理解研修 ～障がいのある方を講師に、合理的配慮を学ぶ～

○令和6年4月1日から、障がいのある方への合理的配慮が法的義務に。

※改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある方への**合理的配慮の提供が義務化**されました。

こんな悩みや考え持っていませんか？

- ・ところで合理的配慮って何？具体的に何をしたらよい？
- ・どうやって学ばばいいの？
- ・障がいのある方はお客として来られないし、何もしなくてもいいのでは？



実は……

- ・鳥取県内の約10名にひとりには障がいのある方。
- ・“社会にある障壁”のために困っている方を含めると、皆さんの身近に、必要な合理的配慮を求めている方がたくさんおられます。

そこで提案です

- ・合理的配慮を学ぶためには、実際に障がいのある方から聞くのが一番！
- ・必要とされる合理的配慮について、各事業所、店舗で障がいのある方と一緒にロールプレイ形式で学ぶ研修会を実施しませんか？

⇒興味のある事業所等の皆さまは、ぜひ、ご連絡ください。

※講師との調整、講師への謝金の支払いは県で行います。



※銀行、スーパーの店舗等で実施したときの様子

研修に関する問合せ先 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課
(電話)0857-26-7675 (ファクシミリ)0857-26-8136

障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金

～社会の中のバリア(障壁)を取り除くための必要な経費を支援します～

■補助対象者：県内事業者

■補助対象経費

<例>

車いすの購入
障がい者車両の駐車区画の整備
段差解消のための携帯スロープの整備
筆談ボードの整備
段差解消のための携帯スロープの整備
ホテル等窓口での手話対応タブレット端末の導入※
障がい者にもわかりやすいパンフレット等の作成

※「遠隔手話通訳サービス」や「音声文字変換システム」の導入に係るものに限りません。



■補助額：補助対象経費の2/3

■補助上限：300千円（交付される補助金の上限です）

※あいサポート企業・団体：補助対象経費が5万円まで10/10。
5万円を超える場合は、万円+5万円を超える部分の2/3

■申請書：鳥取県社会福祉協議会ホームページに掲載

あいサポーター、あいサポート企業・団体の現況 令和7年8月末現在

◆ 全国のあいサポーター数：718,639人◆

◆ あいサポート企業・団体：3,229企業・団体◆

※詳細は、以下のURLをお開きください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=151488>

◆鳥取県の新規認定・団体の状況（令和7年6月1日～令和7年9月末現在）

日南町役場、特定非営利活動法人マサムネ、株式会社BAC、有限会社あつぷるはうす、三朝チーム、株式会社セブン-イレブン・ジャパン鳥取地区事務所、有限会社 酒井建設、社会福祉法人和夢倉（なごみ むそう）、株式会社ティー・エム・エス、有限会社 福井事務機、株式会社 ミテック、有限会社 開拓、株式会社 シモモト、有限会社 信聖工業

【問合せ先】 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内

電話：0857(59)6344 FAX：0857(59)6340 Eメール：aisapo@tottori-wel.or.jp